

犬山市地域公共交通運賃料金協議会の運用方針

1 概要

犬山市地域公共交通運賃料金協議会(以下、「協議会」という。)にて協議を行う案件のうち、軽微な事案が発生した際の運用方針について協議を行う。

2 背景

協議会の開催については、国土交通省が「関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。」と示している。

3 運用方針

犬山市についても国土交通省と同様に考え、軽微な事案が発生した際は、協議会を開催しないこととする。なお、軽微な事案としては、以下の事例を想定している。

- (1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く)でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

4 対象路線

わん丸君バス(犬山市コミュニティバス)における全ての路線

5 協議会規則の改正

軽微な事案について協議をしない旨の条文を追加予定